

中学校教科書採択についての弁明を求める請願書

松山市教育委員会 様

2015年10月 日

請願団体

えひめ教科書裁判を支える会

【請願の趣旨及び理由】

松山市教育委員会は、2015年8月11日の教育委員会において中学校教科書の採択を行った。しかし、そこでの決定過程は、採択及び教育に関する法律・憲法の趣旨・内容に則って行われたとはとても見做せないものであった。

松山市を含む各教育委員会が採択の根拠法としている「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（以下、「無償措置法」と記す）で義務付けられている「答申—選定審議結果報告書」に該当するものを作成しないまま、それ無しでの採択を行っていることをはじめ、採択対象教科書の中から一社の教科書を決定するにあたって必要不可欠な下記のことながら、当委員会及び当該「採択会議」において（とりわけ歴史教科書の「審議」において）為された形跡がないのである。

立憲主義に基づく採択を行うにあたって決定的に重要なこれらのことがなぜ為されなかったのか、また、教育委員会として、これら（下記1～5）のことをどのように認識し、考えているのかを、主権者に説明・弁明することは、主権者からの委託を受けた形で教育行政行為を行っている委員らにとっての最低限の義務である。そしてこのことは、住民・国民の参政権に基づく請願権（憲法16条）から具体的に要請されているところの委員らの責務である。

- 1 採択委員会が「採択を適当と認める教科書」1社を教育委員会に「答申」していたこれまでの採択システムを変更して、そのような内容の「答申」をしない採択システムにしたのは、どうしてか？

同じことだが、この「答申」を義務付けていた「松山市教科書採択委員会規則」を廃止して新たに「松山市教科用図書採択要綱」をつくり、上記「答申」の制度を廃止したのは、どうしてか？

また、「答申」を行うこれまでの採択の在り方に、どのような問題があつて、これを廃止したのか？

これらの変更の理由・目的とその法的根拠についての弁明を求める。

〔注1及び別紙参照〕

- 2 採択した育鵬社教科書は、「子どもの学習権」を保障する教科書か否かについての審議

を、なぜ行わなかったのか？ その弁明を求める。〔注2〕

- 3 採択した育鵬社教科書と、『学校報告書』・『調査部会報告書』・『採択委員会の意見』の内容との関係について、なぜ全く審議しなかったのか？ その弁明を求める。〔注3及び別紙参照〕
- 4 採択した育鵬社教科書と他社教科書との内容比較に関する審議を、なぜ行わなかったのか？ その弁明を求める。（「答申」に基づかない採択はそれ自体違法であるが、そのような採択の場合に、上記の比較作業・審議さえ行わないならば、それは、複数の採択対象教科書の中から一社のものを「選んだ」とさえ、もはや言えない行為である。）〔注4〕
- 5 今回の採択が、（採択の根拠法である）無償措置法が要請する「採択の在り方」（＝「採択は教育専門的知識経験と判断を必要とする。」）に基づく採択であったと認識している場合は、その法的根拠を明示されたい。〔別紙参照〕

松山市教育委員会は、上記のことについて、主権者に明確に説明・弁明しなければならない。

【「請願事項」の法的根拠】

（1）請願権

憲法16条は、請願権が「何人（なんびと）」に対しても保障されていることを明記している。その「請願権の保障」を目的としてつくられた請願法は、その「処理」について以下のように明記している。

「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」（第5条）

つまり、「何人も」有する請願権に基づいて提出された請願に対し、当該「官公署」は、ただ「受理」するだけでなく、「誠実に処理しなければならない」のである。

そして、請願の「誠実な処理義務」とは、その請願内容について「誠実に」審議し、その結果を請願者に説明・報告することを意味している。

また、当該「官公署」が請願の「誠実な処理」を行うためには、その前提として、その請願内容に対する深い理解が必要不可欠である。そのため、請願者は、状況に応じて、その請願の趣旨・内容を当該委員会等において直接述べ、説明する権利及び義務を有するのである。〔注5〕

ところで、憲法15条・16条は主権者たる住民・国民の参政権を保障した条文である。憲法15条は、主権者の「代理人」を選定・罷免する権利、つまり、選挙による間接的参政権の保障を規定している。しかし、15条による保障だけでは、その被選定人—「代理人」らは、選定—委託を受けた期間中、委託者たる主権者の意思からかけ離れた公的行為をフリーハンドで行うことが可能となる。主権者の側から言えば、主権者は、「選定」行為が終わってしまえば、「代理人」らが行う公的行為を主権者として監視・是正—統制する術が全くないこととなる。つまり、15条だけでは、憲法が保障している住民・国民の主権—参政権が実質的には保障されない。

憲法16条が保障する請願権とは、15条における間接参政権的「主権の行使」の不十分さを直接参政権的方法をもって補うためのもの—制度である。「主権の代理人」らが行う個々具体的な「公務」に対して、主権者が監視・追及し、是正を求めていく、そのような「主権の直接的行使」を保障するために設けられたのがこの請願権の条項である。間接的参政権を保障した15条と並ぶ形で—セットの形で16条が置かれているのはこのためである。

請願法にいう「請願の誠実な処理義務」の具体的形が上記「誠実な審議・説明・報告義務」となる理由・根拠は、以上のような憲法上の構成—要請から来ているものなのである。

したがって、立憲主義に基づいて教育行政を行わなければならない「代理人」たる教育委員は、主権者による請願に対して、その趣旨に「誠実に」耳を傾け、「誠実に」審議し、かつ、「誠実に」説明・報告しなければならないのである。

[注6]

(2) 教育委員会と住民

① 自治体教育行政における住民の位置

日本国憲法下において、地方自治体の一般行政・教育行政が主権者たる住民による自治—「住民自治」を原理・原則とするものであることは周知のことである。

したがって、自治体教育行政においては、住民は主権者であるだけでなく、(国政レベルに比較して)その主権を「代理人」に委託することなく、より直接的に行使し得る「法的地位」を有している。つまり、自治体教育行政は、代議制民主主義・間接民主主義型システムではなく、住民全員の直接民主主義、参加型民主主義システムを可能な限り取り入れることを憲法上、要請されているのである。

元内閣法制審議委員である俵静夫は、このことを以下のように述べている。

「地方の公共事務に関しては、これを処理するため、地方公共団体の存立を認め、その団体の行政は住民の参与によって行われなければならないという原則のもとに、地方自治制を実施しなければならない。」

「住民は、地方公共団体の人的構成要素をなすとともに、地方公共団体の活動の源泉とし

て、地方自治運営の主体たる地位をあたえられているところに、重要な意義がある。」
(俵静夫著『地方自治法』・有斐閣)

また、兼子仁・東京都立大学名誉教授は、地方自治・住民自治の特色は直接民主主義にあるとして、以下のように述べている。

「国政においては議会制間接民主主義が基本なのに対して、地方自治・自治体行政にあつてはそれと並んで直接民主主義も基本となっているところが、「住民自治」の特色なのである。」
(兼子仁著『地方自治法』・岩波書店)

以上のような住民自治の本質・特色は、文科省（文部省）に設置されている中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」にも、次のように反映されている。

「教育委員会が住民の意向を的確に把握、反映するよう努めるとともに、教育行政に積極的に地域住民の参画・協力を求めることが必要である。」

具体的には、「地域住民の教育行政への参画の促進」実現のために、「特に住民の関心が高い事項について、説明会や意見交換会を開催するなどの工夫を講じること。その際、多くの住民が参加しやすいよう、時間帯や場所の設定にも十分配慮すること。」としているのである。
(中央教育審議会答申。1998年9月21日)

② 自治体教育行政と請願権

教育委員とは、自らの私的欲望や利益のために教育行政を行うものではなく、あくまでも、主権者である住民の意思に応答する形でのみ、その公務を行い得るものであることは言うまでもない。

そして、請願権とは、教育委員ら主権者の「代理人」が、主権者の意思に反した行為を行ったときに、その弁明や是正を要求できる権利である。これは、国政・自治体行政を問わず憲法で保障されている権利である。

しかし、上記①で見たように、「住民自治」を原則とする自治体（教育）行政は、「代理的」執行に過度に依存することなく、可能な限り、直接民主主義的にそれを行うことを憲法上要請されているものである。

したがって、住民の請願を受けた当該「官公署」が住民に対して「誠実に」弁明や是正を行うにあつても、国政以上に、直接民主主義的な姿勢・方法でそれを行う責務を憲法上生じさせている。

本件「請願」で言えば、松山市教育委員会は、上記「1～5」（「請願の趣旨及び理由」のところに記載）に対する弁明や是正を、間接的手段ではなく、住民に対する直接民主主義的な方法で行う義務を有しているのである。

以上の理由及び法的根拠に基づき、以下の事項を求める。

【請願事項】

- 一 松山市教育委員会は次の定例会において、請願者による当請願の趣旨説明を受けた後、上記「1～5」（「請願の趣旨及び理由」のところに記載）に対する説明・弁明、あるいは是正を行うこと。
- 二 もし、松山市教育委員会が、当「定例会」においては上記「一」の請願事項に応じられない合法的・合理的理由を主張し、主権者たる請願者らがそれを了承した場合には、委員会は、当「定例会」終了後、別途「教科書採択についての説明会（弁明会）」を開催すること。

なお、請願者らは「次の定例会」に、請願権に基づく請願者として出席する予定であるゆえ、松山市教育委員会は、あらかじめそのための席を用意されたい。

以上

〔注1〕

前回の採択までは、「松山市教科書採択委員会規則」及び「松山市教科書採択委員会の運営要綱」の次のような条項に則って、採択委員会は、教育委員会に対する「答申」（「各教科ごとに採択を適当と認める教科書」1社を答申）を行っていた。

- ◆「採択委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科書採択のために必要な事項を答申するものとする。」（「採択委員会規則」第4条）
- ◆「採択委員会は、各教科ごとに採択を適当と認める教科書を、松山市教育委員会教科書採択基準に照らし、学習指導要領及び調査研究資料に基づいて検討し、第1号様式から第3号様式によって、答申するものとする。」
（「松山市教科書採択委員会の運営要綱」の「3 答申の要領」）

しかし、今回は、その「採択委員会規則」を廃止し（2014年3月）、新たに次のような「松山市教科用図書採択要綱」を作成・施行して、「答申」の制度を廃止した。そして、採択委員会を単なる「懇話会」と位置づけ、そこで話された「協議の内容は、学校教育課が記録を作成し、教育委員会に提出する」（「松山市教科用図書採択に関する運営要領」の「3」）という形に変えたのである。

- ◆「教育委員会は、教科書を採択するに当たっては、小学校及び中学校別に教科書採択委

員会を開催し、その委員の意見を聴くものとする。」

(「松山市教科用図書採択要綱」第4条)

〔注2〕

言うまでもなく、学校教育は、そこで学ぶ子ども達のためのものである。憲法及び国際条約(子どもの権利条約)における「教育を受ける権利・教育への権利」の主体も、もちろん、子どもひとりひとりである。学校教育は、子ども達がつ、この教育権・学習権を保障するものでなければならない。

したがって、学校で使用される教科書も、子どもの学習への権利を保障するものでなければならないから、その学習権を保障する責務をもつ教育委員会は、そのような教科書を子ども達に提供しなければならない。

逆に言えば、教育委員らが自身の嗜好や価値観等によって独断・独善的に教科書を採択し、それを子ども達に提供することは公的責務の放棄であり、職権乱用であり、かつ、憲法ほかの諸法規並びに国際条約に完全に違反するものである。

日本政府も批准している国際条約である<子どもの権利条約>は、子どもの「教育への権利」を定める(28条)とともに、「子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」(3条)と定めている。

また、北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決(1976年5月21日)は、憲法26条の規定の解釈のなかで、子どもの学習権と教育行政との関係について以下のように述べている。

この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。

「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するもの」としているのである。

つまり、上記「子どもの権利条約」に即して言えば、子どもたちが使う教科書の採択は、大人たち教育行政機関の委員たちの嗜好や思惑によってではなく、「子どもの最善の利益」を確保するためにこそ行われなければならない。

また、「最高裁学テ判決」に即して言えば、松山市教育委員会及び各委員は、「子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務」として、「子ど

もの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる」ものとしての教科書をこそ、子どもたちに保障しなければならないのである。

〔注3〕

教科書採択の根拠法である「無償措置法」は、「採択は〔略〕教育専門的知識経験と判断を必要とする。」という採択についての認識・立場に基づいてつくられている（『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』144頁。別紙参照）。

採択に対するこの「認識・立場」から、採択は「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。」（同145頁）として、教育委員会のもとに選定審議会を設けることを同法は義務付けている。ここにいう「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる」「教育専門的知識経験と判断（力）」を有する者とは教員のことにはならない。ここに記されているのは、「教育専門的知識」と「経験」を共に有する者だからである。

つまり、上記『解説書』の規定と趣旨のとおり、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択を行おうとすれば、（それが十分でない教育委員に対して）「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの調査・研究（今回・2015年度の松山市教委の採択においては、主として「学校報告書」・「調査部会報告書」がこれに該当する。そして、これら教員の「報告書」を踏まえたものであるならば、採択委員らの「意見」もこれらに加わる。）に基づく採択を行うしかないことを、無償措置法は予定し、前提としている。

あるいは、少なくとも、それらに基づく採択をしない限り、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択とはなり得ないということが、同『解説書』の認識・立場である。

以上のようなにもかかわらず、松山市教委がこれら学校現場からの「報告書」の内容について全く触れることさえせぬまま育鵬社版を採択したことの理由を、ここでは問うているのである。

〔注4〕

上記の無償措置法『解説書』によれば、「採択は、発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に使用されるもの一種を決定する行為であり、教育専門的知識経験と判断を必要とする。」（同144頁）という行為である。

しかし、松山市教委は、採択対象である「多数の教科用図書」について調査・研究・比較した調査員らの「報告書」を無視して、委員自らで決める姿勢で審議をしていたにもかかわらず、これら「多数の教科用図書」の内容についての調査・比較やそれに基づく審議を全く行っていない。つまり、「多数の教科用図書」の中から「一社」を選択するための作業・審議を行わぬまま、ただ、多数決による育鵬社教科書の「決定・採択」を行ったのである。

上記『解説書』によらずとも、採択とは「多数の教科用図書」の中から「一種を決定する行為」であることは明白であるから、これは、もはや、「採択」と呼ぶことさえできないものである。

[注5]

「請願」を当該機関で審議等すること、つまり、「誠実処理義務」「内容審査義務」については、すでに国会法ほか現行法制によって規定されているものである。

また、請願者が議会や教育委員会等でその趣旨を説明することも、すでに各地で実際に行われていることである。たとえば、県内の四国中央市教育委員会、県外の横浜市教育委員会では、次のように規定されている。

教育委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に請願者の出席を求めて説明を聴取することができる。(四国中央市教育委員会 請願処理規則第5条)

前項の規定により会議に付された請願書又は陳情書等を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長が定める時間内において事情を述べることができる。(横浜市教育委員会会議規則第八章3項)

請願者による説明について、上記規則は、「委員会が認めた場合」等の前提を付けている。しかし、請願書本文及び「注」において述べたように、請願権が「主権の代理人」らの行為に対する主権者自身の権利であること、そして、立憲主義下での「代理人の権限」とは「権利」(自己の利益のために行使できる法的な力)ではなく、主権者の利益のために行使しなければならない性格のものであることからすれば、請願者の趣旨説明等を「委員会が認めた場合」に限定する「権限」は、「代理人」たる当該委員会側には存在しない。

ちなみに、立憲主義下における「公権力担当者」(代理人)が有する「権限」とは以下のような性格のものである。

「統治権の権利主体は主権者であって、国会・内閣・裁判所等現実の公権力担当者は、憲法で認められている権能だけを「権利」(自己の利益のために行使できる法的な力)としてではなく、主権者の利益のために行使しなければならない「権限」(自己の利益のためには行使できない法的な力)として、憲法の定める方法(手続と条件)に従ってのみ行使することができる」(杉原泰雄『憲法と公教育—「教育権の独立」を求めて—』／憲法学者・一橋大学名誉教授)

[注6]

「(請願権は)国民の主権者たる意思を選挙後にも国政に発言せしめようとするための能動的権利であって、選挙権とともに参政権の一部を構成するものとして、いい換えれば、選挙権を国民の参政権の原則的なものというならば、請願権は、いわば選挙後の国民の補充的な参政権である」

(永井憲一『請願権の現代的意義』／憲法学者・法政大学名誉教授)

「請願権も、選挙によって国政を信託した国民が、日常的にその意思を国政担当者とりわ

け代表議員に伝達し、その責任を追及する手段として再評価されなければならない」
「請願権は、自らの政治的意思を国政ないし地方政治に反映させるための個々人の重要な政治的権利であり、国政担当者の政治的責任を追及する権利という意味におけるまぎれもない参政権」
「請願権は、憲法の定める権力分立の統治機構のなかで、すべての国家権力の行使のあり方に、主権者の意思による是正の機会を提供するものなのである。」
「個別具体的な法律や条約やその他の国家行為の憲法適合性に関する国民の判断は、必ずしも4年ないし3年ごとの選挙権の行使では表明し得ないのであって、まさに請願権の行使を通じてこそ表明し得るもの」

(吉田栄司『憲法的責任追及制論』Ⅱ) / 憲法学者・関西大学法学部教授)

【憲法】

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

以上

<別紙1>

一 無償措置法における採択の定義・捉え方

無償措置法(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律)は以下のように、第11条・第13条において、「教科用図書選定審議会」の設置を義務付け、教育委員会はその「意見をきかなければならない」と規定している。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

そして、この無償措置法の作成に携わった諸沢正道・文部省初等中等教育局教科書課長による同法解説書『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』(第

一法規出版株式会社、1964. 3. 31発行)は採択を以下のようなものとしている。

「採択は、発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に使用されるもの一種を決定する行為であり、教育専門的知識経験と判断を必要とする。」(同144頁)

ここで明らかにされていることは、教科書採択とは、最終的に教科書「一種を決定する行為」のみではなく、「発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択」する作業・行為を含むものであり、これら採択には「教育専門的知識経験と判断を必要とする。」ということである。つまり採択には「教育専門的知識経験と判断(力)」を有する者があたる必要があるという認識・立場をこの「解説書」は示しているのである。

そして、その「教育専門的知識経験と判断(力)」を有する者が採択にあたるために選定審議会が組織されたことを次のように解説している(上記「無償措置法」11条の趣旨・解説)。

「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。都道府県の教育委員会の附属機関として、選定審議会を設けることとしたのは、この趣旨である。」(同145頁)

以上から明らかなのは、採択には「教育専門的知識経験と判断を必要とする」ので、その採択を行うために「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織」として選定審議会を設けたということである。

つまり、採択に対するこのような「認識・立場」から、採択は「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。」(同145頁)として、教育委員会のもとに選定審議会を設けることを同法は義務付けたのである。

(松山市教育委員会の場合は、採択委員会が上記「選定審議会」に該当する。「松山市教科用図書採択要綱」第1条は「この要綱は〔略〕義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき〔略〕教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため必要な事項を定めるものとする。」としている。)

ここにいう「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる」「教育専門的知識経験と判断(力)」を有する者とは教員のことには他ならない。ここに記されているのは、「教育専門的知識」と「経験」を共に有する者だからである。

したがって、上記『解説書』の規定と趣旨のとおり、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択を行おうとすれば、(それが十分でない教育委員に対して)選定審議会(採択委員会)が「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの調査・研究に基づく「答申」を行い、教育委員会はそれに基づく採択を行うしかないことを、無償措置法は予定し、前提と

している。

あるいは、少なくとも、それらに基づく採択をしない限り、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択とはなり得ないということが、同『解説書』の認識・立場である。

さらに上記の「解説」の前提には、次のような認識が存在しているということになる。

それは、教育委員（会）らには教科書採択にあたっての「教育専門的知識経験と判断」が十分ではない、「教育専門的な立場からの適切な判断」を行うことができない、あるいは極めて困難であるという認識である。なぜなら、もし、教育委員らは「教育専門的な立場からの適切な判断を行うことができる」との認識が存在していたならば、「教育委員会の附属機関として」「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織」「選定審議会を設けること」はしないだろうからである。

つまり、採択とは「教育専門的知識経験と判断を必要とする」ものであるから、その「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる組織」としての選定審議会・採択委員会（及びその答申）が存在しなければ採択は為し得ない、「教育専門的知識経験と判断」が不十分な教育委員会の独自の判断一独断では教科書採択は行い得ないというのが同『解説書』の採択に対する認識・捉え方なのである。

したがって、採択に対するこのような『解説書』の定義・認識から言えば、「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの調査・研究に基づく選定審議会（採択委員会）の「答申」・「審議結果報告書」が存在しなければ、無償措置法が予定し、位置づけているところの採択は行い得ない。言い換えれば、「答申」・「審議結果報告書」が存在しない採択の在り方は、無償措置法の規定・趣旨に明らかに反しているものである。

また、「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らによる「学校報告書」や「調査部会報告書」に基づかない採択の在り方も同じく無償措置法の規定・趣旨に明らかに反しているものである。

（ 今回の採択において、「採択委員会における協議の内容」について「学校教育課が記録を作成し、教育委員会に提出したもの」（「松山市教科用図書採択に関する運営要領」の「3」の規定より）が上記「答申」に該当しないことは明白である。また、「選定審議会（採択委員会）の意見」には当たらないことも明白である。

そこに記されているものは、「懇話会形式で実施」（別冊資料「平成28年度使用中学校教科書の採択について」の中の表現）した「採択委員会における協議の内容」について「学校教育課が記録を作成し、教育委員会に提出したもの」、個々の委員の意見がアトランダムに並んだものに過ぎず、採択委員会自体（全体）の審議結果や意見を採択委員会自身が「公式に」記した「答申」・「意見」では決してないからである。）

二 <教員による「調査研究報告書」を含む「選定審議会の答申」に基づいた採択を行わなければならない>とするのが無償措置法の規定・趣旨である

以上からみると、「選定審議会の意見をきいて採択を行う」の意味するところが、ただ「ききおいて」、その「選定審議会の意見」とは別の教委独自の思い・評価によって採択を行ってもいいなどというものではないことは、上の『解説書』から見て明白であろう。

繰り返すが、採択とは「教育専門的知識経験と判断を必要とする」ものであるから、その「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる組織」としての選定審議会（及びその答申）が存在しなければ採択は為し得ない、「教育専門的知識経験と判断」が不十分な教育委員会の独自の判断—独断では教科書採択は行い得ないというのが同『解説書』の採択に対する認識・捉え方である。

そうであるならば、上の「選定審議会の意見をきいて採択を行う」の意味することが、「選定審議会の意見に基づいて採択を行う」ということとほぼ同義であることは確実である。その理由・根拠は次のとおりである。

同『解説書』によれば、選定審議会は、採択は「教育専門的知識経験と判断を必要とする」という認識から、（少なくともそれが十分とは言えない）教育委員会に代わって、その「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる組織」として設置されたものである。そして、上に言う「選定審議会の意見」とは、同『解説書』が採択に必要不可欠とする「教育専門的知識経験と判断」を有する「選定審議会の意見」であり、この「意見」以外に、「教育専門的知識経験と判断」を有する「意見」は採択過程において存在しないところのものである。したがって、当該教育委員会が、同『解説書』の規定と趣旨のとおり、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択を行おうとすれば、「選定審議会の意見に基づいて採択を行う」しかないのであり、それ以外に、同『解説書』における採択の規定・趣旨に則した採択を行う方法は存在しないからである。

以上、「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの「報告書」及び選定審議会（採択委員会）の「答申」に基づかない採択の在り方は、無償措置法の規定・趣旨に明白に反するものである。

今回（2015年度）の松山市教委の採択のように、「採択委員会の答申」そのものが存在しない場合は、それに基づく採択を行おうがないのであるから、その採択が同じく無償措置法の規定・趣旨に明白に反するものであることは言うまでもない。

そして、そもそも全ての行政行為は法令に基づいて適正に行うこと（法令主義）を憲法上あるいは文科省通知によっても義務付けられているのであるから、今回の採択は、明らかな「適正手続違反」でもあるのである。

以上